

鎌倉市景観形成推進委員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鎌倉市都市景観条例（平成18年9月条例第16号）第32条の規定に基づき、市民の参画と協力により都市景観の形成を推進するため、景観形成推進委員の設置について必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 景観形成推進委員は、都市景観の形成を推進するための協力者として、市長が必要と認める団体から推薦を受けた者及び公募に応じた者のうちから市長が委嘱する。

(定数)

第3条 景観形成推進委員の定数は10人以内とする。

(委嘱の期間)

第4条 景観形成推進委員として委嘱する期間は、委嘱の日から翌々年3月末日までとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは延長することができる。

(資格等)

第5条 景観形成推進委員は、満18歳以上の者で市内在住又は在勤の者でなければならない。

(活動)

第6条 景観形成推進委員は、次の各号に掲げる事項について活動を行うものとする。

- (1) 地域の景観資源の調査及び発掘
- (2) 都市景観の形成についての提案
- (3) 市が行う都市景観形成事業への協力
- (4) 前3号に掲げるもののほか、都市景観の形成を図るために必要な活動

(委嘱の取消し)

第7条 市長は、景観形成推進委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その委嘱を取り消すことができる。

- (1) 景観形成推進委員から辞退の申入れがあり、市長がやむを得ない事情があると認めたとき。
- (2) 景観形成推進委員の活動ができなくなったとき。

(謝礼)

第8条 市長は、景観形成推進委員に対し、予算の範囲内で謝礼を支給する。

(庶務)

第9条 景観形成推進委員に関する事務は、この要綱を所管する課等において処理する。

(その他の事項)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年9月2日から施行する。